

## 半日年次有給休暇取得時間区分に関する協定

エムシーパートナーズ株式会社 西日本センター広島オフィス（以下「会社」という）と、エムシーパートナーズ株式会社 西日本センター広島オフィス従業員代表（以下「従業員代表」という）とは、次の通り協定する。

第1条 半日年次有給休暇の取得時間区分は次の通りとする。

(1) 常雇勤務者及び日勤者

前半日年休取得時間帯は 12 時 00 分まで、後半日年休取得時間帯は 13 時 00 分以降とする。ただし、有期雇用契約従業員については、雇用契約書に定める時間とする。また、1日の所定労働時間が4時間以下である従業員は1日単位とする。

第2条 本協定の有効期間は 2020 年 12 月 1 日から 2021 年 11 月 30 日までとし、期間満了の1ヵ月前までに会社又は従業員代表は相手方に対し、この協定の改廃について通知するものとする。

2 本条第1項により、改廃の意思表示がないときは、更に1年間この協定の有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

2020 年 11 月 30 日

エムシーパートナーズ株式会社西日本センター  
広島オフィスマネジャー 長嶺 温

エムシーパートナーズ株式会社西日本センター  
広島オフィス従業員代表 池本 修一